

青警本交規第800号
平成30年3月28日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県自動車保管場所証明手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

この度、青森県自動車保管場所証明手数料等徴収条例の一部を改正する条例（平成30年3月青森県条例第52号）が別添のとおり制定された。

制定の理由及び内容については次のとおりであるから、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の理由

国では、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）により、平成29年度までに自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「自動車OSS」という。）の全国展開や対象手続を抜本的に拡大することを明記する等、自動車OSSの導入を全国的に推進しており、本県においても平成30年5月14日に自動車OSSを稼働させることから、自動車OSSによる事務処理を可能とするために制定されたものである。

2 制定の内容

(1) 条例第1条関係

自動車保管場所証明申請について、従来の書面による方法に加えて、オンラインで当該申請手続を行った場合にも、自動車保管場所証明手数料として2,200円を徴収することとした。

(2) 条例第2条関係

オンラインでの申請手続を行った場合に限り、県証紙以外の方法による手数料の納付（具体的には、インターネットバンキングを利用した電子納付）を可能とすることとした。

3 施行期日

平成30年5月14日

【担当】

交通規制課 規制第二係

青森県自動車保管場所証明手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第五十二号

青森県自動車保管場所証明手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県自動車保管場所証明手数料等徴収条例（昭和四十六年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第四条第一項」を「第四条第一項本文」に改め、「者」の下に「又は同項ただし書に規定する通知を行わせようとする者」を加える。

第二条中「手数料」の下に「（法第四条第一項ただし書に規定する通知を行わせようとする者に係るものを除く。）」を加える。

附 則

この条例は、平成三十年五月十四日から施行する。